

当組合の苦情措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずる事柄（苦情等といいます。）について下記部署にて受付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当組合へのお申出先

「営業企画推進部」または「総務部」にお願い致します。

総務部

住 所 千代田区神田神保町1-101
電話番号 03(3292)2711(代)
受付時間 午前9時～午後4時
(土日・祝日及び金融機関の休日を除く)

苦情等のお申出は当組合のほか、下記の「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けております。詳しくは、当組合総務部へご相談ください。

下記相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の理解を得たうえ、当該信用組合に対して迅速な解決を要請します。

1. 東京地区しんくみ苦情等相談所〔(社)東京都信用組合協会〕

住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03(3567)6211
受 付 時 間	月～金(祝日及び当協会の休業日を除く)9:00～12:00、13:00～17:00

2. しんくみ相談所〔(社)全国信用組合中央協会〕

住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03(3567)2456
受 付 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)9:00～17:00

3. 他の機関(当組合本部・業務部または「しんくみ苦情等相談所」へお申出ください。

また、お客様が、直接お申出することも可能です。)

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話	03(3581)0031
受 付 時 間	月～金(除く祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話	03(3595)8588
受 付 時 間	月～金(除く祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話	03(3581)2249
受 付 時 間	月～金(除く祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

4. 当組合の苦情受付・対応態勢（令和5年7月1日現在）

